

# 岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月22日

市条例第1号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、岡山市議會議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (政務活動費の交付対象)

第2条 政務活動費は、岡山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

## (政務活動費の額及び交付方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額135,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

3 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

4 各半期の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成のあった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）に、当該結成のあった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるとき及び議員改選後最初の会派の結成に当たるときは、当月分）から当該半期の最終月分までの政務活動費を交付する。

5 政務活動費は、交付月の20日までに交付する。ただし、その日が岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合にあっては、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派の代表者は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散の日から30日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 会派の解散があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者は、解散の日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。

(収支報告書等の保存、閲覧等)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 収支報告書等の写しの交付を受けるものは、写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

4 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市議会ホームページに掲載することにより公開するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

#### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成14年市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19年市条例第49号）

この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、施行日以後の支出に係るものから適用する。

#### 附 則（平成20年市条例第42号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成25年市条例第4号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に改正前の岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年市条例第35号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 調査研究費    | 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費                     |
| 研修費      | 会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費                |
| 広報費      | 会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費                           |
| 広聴費      | 会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費          |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費                                   |
| 会議費      | 会派が各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 |
| 資料作成費    | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費                                   |
| 資料購入費    | 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費                               |
| 人件費      | 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費                                    |
| 事務所費     | 会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費                              |